

大阪府教育庁私学課所管補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「大阪府補助金交付規則（昭和45年10月1日大阪府規則第85号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した規則で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

規則第2条第1項第2号に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、教育長に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

（注1）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

（注2）一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

（注3）補助対象財産への再生可能エネルギーの発電設備の設置

補助対象財産に自ら太陽光パネル等の再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合や、同設備を設置するために第三者に補助対象財産の一部を有償又は無償で貸し出す場合（屋根貸し等）であって、次の2点をいずれも満たす場合は財産処分に該当せず、手続は不要である。

- ① 補助対象財産の性質や設計上の理由等から補助対象財産の整備目的のためには使用しない場所（通常は立入りのできない屋根、管理上の都合で取得した法地等）に再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合など、補助対象財産の整備目的を妨げな

いと認められること。

- ② 補助対象財産である施設の強度を損なうこと、通常の維持管理業務に支障をきたすことその他補助対象財産の財産的価値を損なうことがないこと。

(注4) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

(注5) 処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分であって別紙2により教育長への報告があったものについては、1にかかわらず、教育長の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。また、②、③については、補助対象財産が幼稚園にかかるものである場合に限る。

- ① 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）
- ② 建物の全部又は一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備を地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、引き続き幼稚園を設置することにより、認定を受けて認定こども園となる場合の財産処分
- ③ 建物の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物の一部等」という。）を保育所若しくは認可外保育施設に転用し、又は地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与若しくは譲渡し、保育所若しくは認可外保育施設を設置することにより、認定を受けて認定こども園となる場合の財産処分

第3 納付に関する承認の基準

1 納付に関する条件を付さずに承認する場合

次の財産処分については、納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。また、③、④及び⑤については、補助対象財産が幼稚園にかかるものである場合に限る。

- ① 第2の2①に掲げる災害等による取壊し等の場合
- ② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの
 - ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業に使用する場合
 - イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業を行う場合

ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

- ③ 耐震改修工事を実施した建物の無償による財産処分（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りではない。）
- ④ 建物の一部等を保育所に転用し、又は地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、保育所を設置するもので、次の要件を満たすもの。
 - ア 幼稚園児の処遇が低下せず、かつ、地域の子育て環境の向上を図ることができること。
 - イ 地方公共団体の施策として、幼稚園と保育所の連携を推進することとされていること。
- ⑤ 建物の全部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備を保育所に転用し、又は地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与若しくは譲渡し、保育所を設置することにより、認定を受けて幼保連携型認定こども園となる場合の財産処分であって、上記④ア及びイの要件を満たすもの。

2 納付に関する条件を付して承認する場合

上記1に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

3 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記1の②、③、④及び⑤に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、教育長の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

4 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を大阪府（以下「府」という。）へ納付させることを条件として承認するものとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当

権が実行された場合の府への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第 4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を府へ納付するものとする。

なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る府補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、府補助額をいう。）を上限とする。

2 上記 1 以外の場合

残存年数納付金額を府に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

附 則

- 1 本基準は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。